

電力システム改革とその展望

廣江 譲(電気事業連合会)

国際水準を相当程度上回るとされていた電気料金の低廉化を目指し、我が国における一連の電力システム改革は、I P P制度の導入を内容とする1995年の第一次制度改革をもってスタートすることとなった。その後、小売の部分自由化を行った第二次改革、小売自由化範囲を全需要の60%にまで拡大した第三次改革と続いたものの、第四次改革では料金の低廉化等に一定の成果が見られるとして、大幅な制度変更は見送られることとなった。

そうした中に発生したのが、東日本大震災そして福島第一原子力発電所事故であった。この結果、①大規模電源の集中立地が電力不足をいっそう拡大する要因となったこと、②震災直後、60Hz地域には電力需給面で比較的余裕があったにもかかわらず、地域間連系線の能力不足等から50Hz地域への送電量に制約が発生したこと、③当面の間、電力不足が継続し電力料金の上昇圧力となる懸念が強いこと・・・などが深刻な政策課題として認識されることとなった。

そこでこれら政策課題への対応として検討されたのが、④電力の広域運営をより活発化するとともに、分散型電源の導入促進等を念頭に送電線運用における透明性をいっそう高めることを目的とした広域的運営推進機関の設立、⑤さらなる競争の促進と需要家選択肢の拡大を目指した小売の全面自由化、⑥全面自由化後も引き続き独占部門にとどまることとなる送配電部門が、競争に対し中立性をより高めるための法的分離・・・の三つの政策手段である。

今回の電力システム改革は、二つのルートで電力経営に大きなインパクトを与える可能性がある。ひとつは、全面自由化、法的分離のもとでも、電力の安定供給が維持されるか否か。また我が国にとって、当面は欠くことのできない原子力発電を円滑に運営し続けることができるか否かである。これらの点は本来、政府が国民に対し責任を持つべき事項といえるが、その成否は電力経営にも無視できない影響を与えるものと考えられる。

今ひとつのルートはいうまでもなく、個社としての電力会社、より厳密にはその発・小売部門が全面自由化のもとで十分な競争力を維持できるか否かである。この点では小売部門の料金体系・サービス面での競合他社との差別化努力を軽視すべきではないものの、経済的で環境負荷の小さいベース電源の有無は決定的といわざるを得ない。原子力の稼働状況、新增設の可否は、その意味でも今後の電力経営を考える上で極めて重要な要素といえよう。